

2 衛生管理等（条例別表第2）

別表第1の2の(1)から(6)まで、(8)及び(10)から(23)までに掲げる基準に適合すること。

【別表第1の2】

- (1) 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下、休憩室、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が直接利用する施設及び設備は、毎日1回以上清掃し、常に清潔を保つこと。
- (2) 脱衣室及び便所は、毎月1回以上消毒すること。
- (3) 脱衣室、浴室その他入浴者が直接利用する場所は、換気を十分に行うこと。
- (4) 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下、休憩室その他入浴者が直接利用する場所は、十分な照度を保つこと。
- (5) 水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水をいう。以下同じ。）以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯（洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。）及び上り用水（洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。）並びに浴槽水は、次に掲げるところにより規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。
 - ア 規則で定めるところにより水質検査を行い、その結果を記録し、これを当該水質検査の日から3年間保存すること。
 - イ アの規定による水質検査の結果、レジオネラ属菌について規則で定める基準に適合していないときは、遅滞なくその旨を知事に届け出ること。
- (6) 定期的に貯湯槽（原湯を貯留する槽をいう。）の生物膜（微生物の増殖等により形成される膜をいう。）の状況を監視し、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
- (8) 浴槽は、毎日1回以上（ろ過器を使用する浴槽にあっては、毎週1回以上）完全に浴槽水を入れ換え、清掃すること。
- (10) 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度について頻繁に測定を行い1リットル中0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下に保つように管理するとともに、当該測定の結果を記録し、これを当該測定の日から3年間保存すること。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は塩素系薬剤以外の消毒方法を使用する場合であってレジオネラ属菌が繁殖しないよう適切な衛生措置を行うものと知事が認めたときは、この限りでない。
- (11) ろ過器は、毎週1回以上、逆洗浄する等適切な方法によりごみ、汚泥等を排出するとともに、循環配管と併せて適切な方法で消毒すること。
- (12) 集毛器は、毎日清掃すること。
- (13) 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
- (14) 調整箱（洗い場の湯栓又はシャワーへ送る湯水の温度を調整するために設ける設備をいう。）は、定期的に清掃し、及び消毒すること。
- (15) 回収槽内の湯水を浴用に供しないこと。ただし、回収槽内を頻繁に清掃し、及び消毒し、かつ、レジオネラ属菌が繁殖しないように湯水を塩素系薬剤等で消毒する場合は、この限りでない。
- (16) 気泡発生装置等は、連日使用している浴槽水を使用しないこと。
- (17) 飲料水を供給する設備には、飲用に適する旨を表示すること。

- (18) 飲料水に井戸水等水道水以外の水を使用する場合は、飲用に適するものを用いること。
- (19) 7歳以上の男女の混浴をさせないこと。
- (20) 浴槽内へのタオル類の持込み及び浴室内での洗濯をさせないこと。
- (21) 大声又は騒音を発する等他の入浴者に迷惑を及ぼす行為をさせないこと。
- (22) 入浴者にタオル類、くし又はヘアブラシを貸与する場合は、新しいもの又は消毒したものとし、かみそりを貸与する場合は、新しいものとする事。
- (23) 善良の風俗を害するおそれのある文書、広告、絵画、写真、装飾品等の物品を掲げ、又は備えないこと。